

広島県教育委員会教育長告示第三号

指導が不適切である教諭等の認定の手続、指導改善研修の実施等に関する規則施行細則の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年三月三十日

広島県教育委員会

教育長 篠 田 智 志

指導が不適切である教諭等の認定の手続、指導改善研修の実施等に関する規則施行細則の一部を改正する告示

指導が不適切である教諭等の認定の手続、指導改善研修の実施等に関する規則施行細則（平成二十年広島県教育委員会教育長告示第二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前																																														
<p>第二条（様式）（略）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>書</th> <th>類</th> <th>様式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>四 指導が不適切である教諭等に該当する旨の認定に係る通知（規則第五条第三項）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>五 指導改善研修の期間の延長に係る通知（規則第六条第三項）</td> <td>（略）</td> <td>様式第五号</td> </tr> <tr> <td>六 指導改善研修に関する計画書（規則第六条第四項）</td> <td>（略）</td> <td>様式第六号</td> </tr> <tr> <td>七 指導が不適切である教諭等の状況報告書（例月用）（規則第七条第一項）</td> <td>（略）</td> <td>様式第七号</td> </tr> <tr> <td>八 指導が不適切である教諭等の状況報告書（規則第七条第一項）</td> <td>（略）</td> <td>様式第八号</td> </tr> <tr> <td>九 指導の改善の程度に関する認定に係る通知（規則第八条第三項）</td> <td>（略）</td> <td>様式第九号</td> </tr> </tbody> </table>		書	類	様式	四 指導が不適切である教諭等に該当する旨の認定に係る通知（規則第五条第三項）	（略）	（略）	五 指導改善研修の期間の延長に係る通知（規則第六条第三項）	（略）	様式第五号	六 指導改善研修に関する計画書（規則第六条第四項）	（略）	様式第六号	七 指導が不適切である教諭等の状況報告書（例月用）（規則第七条第一項）	（略）	様式第七号	八 指導が不適切である教諭等の状況報告書（規則第七条第一項）	（略）	様式第八号	九 指導の改善の程度に関する認定に係る通知（規則第八条第三項）	（略）	様式第九号	<p>第二条（様式）（略）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>書</th> <th>類</th> <th>様式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>四 指導が不適切である教諭等に該当する旨の認定に係る通知（規則第五条第三項）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>五 指導改善研修に関する計画書（規則第六条第三項）</td> <td>（略）</td> <td>様式第五号</td> </tr> <tr> <td>六 指導が不適切である教諭等の状況報告書（例月用）（規則第七条第一項）</td> <td>（略）</td> <td>様式第六号</td> </tr> <tr> <td>七 指導が不適切である教諭等の状況報告書（規則第七条第一項）</td> <td>（略）</td> <td>様式第七号</td> </tr> <tr> <td>八 指導が不適切である教諭等に該当する旨の認定の解除に係る通知（規則第八条第三項）</td> <td>（略）</td> <td>様式第八号</td> </tr> <tr> <td>九 指導改善研修の期間の延長に係る通知（規則第八条第二項）</td> <td>（略）</td> <td>様式第九号</td> </tr> <tr> <td>十 指導の改善の程度に関する認定に係る通知（規則第八条第三項）</td> <td>（略）</td> <td>様式第十号</td> </tr> </tbody> </table>		書	類	様式	四 指導が不適切である教諭等に該当する旨の認定に係る通知（規則第五条第三項）	（略）	（略）	五 指導改善研修に関する計画書（規則第六条第三項）	（略）	様式第五号	六 指導が不適切である教諭等の状況報告書（例月用）（規則第七条第一項）	（略）	様式第六号	七 指導が不適切である教諭等の状況報告書（規則第七条第一項）	（略）	様式第七号	八 指導が不適切である教諭等に該当する旨の認定の解除に係る通知（規則第八条第三項）	（略）	様式第八号	九 指導改善研修の期間の延長に係る通知（規則第八条第二項）	（略）	様式第九号	十 指導の改善の程度に関する認定に係る通知（規則第八条第三項）	（略）	様式第十号
書	類	様式																																														
四 指導が不適切である教諭等に該当する旨の認定に係る通知（規則第五条第三項）	（略）	（略）																																														
五 指導改善研修の期間の延長に係る通知（規則第六条第三項）	（略）	様式第五号																																														
六 指導改善研修に関する計画書（規則第六条第四項）	（略）	様式第六号																																														
七 指導が不適切である教諭等の状況報告書（例月用）（規則第七条第一項）	（略）	様式第七号																																														
八 指導が不適切である教諭等の状況報告書（規則第七条第一項）	（略）	様式第八号																																														
九 指導の改善の程度に関する認定に係る通知（規則第八条第三項）	（略）	様式第九号																																														
書	類	様式																																														
四 指導が不適切である教諭等に該当する旨の認定に係る通知（規則第五条第三項）	（略）	（略）																																														
五 指導改善研修に関する計画書（規則第六条第三項）	（略）	様式第五号																																														
六 指導が不適切である教諭等の状況報告書（例月用）（規則第七条第一項）	（略）	様式第六号																																														
七 指導が不適切である教諭等の状況報告書（規則第七条第一項）	（略）	様式第七号																																														
八 指導が不適切である教諭等に該当する旨の認定の解除に係る通知（規則第八条第三項）	（略）	様式第八号																																														
九 指導改善研修の期間の延長に係る通知（規則第八条第二項）	（略）	様式第九号																																														
十 指導の改善の程度に関する認定に係る通知（規則第八条第三項）	（略）	様式第十号																																														
<p>2 規則第四条第一項の表第二号に定めるところにより、市町教育委員会から指導が不適切である教諭等認定申請書が提出されたときは、</p>		<p>2 規則第四条第一項の表第二号に定めるところにより、市町教育委員会から指導が不適切である教諭等認定申請書が提出されたときは、</p>																																														

所轄の教育事務所長は、様式第十号による指導が不適切である教諭等の認定に係る意見書を作成するものとする。

所轄の教育事務所長は、様式第十一号による指導が不適切である教諭等の認定に係る意見書を作成するものとする。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p data-bbox="237 301 600 331"><u>様式第6号—様式第8号</u> (略)</p> <p data-bbox="237 432 367 461"><u>様式第9号</u></p> <div data-bbox="259 464 1106 938" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p data-bbox="663 469 703 497">(略)</p> <p data-bbox="421 531 943 560">指導の改善の程度に関する認定について(通知)</p> <p data-bbox="275 595 1093 783">令和 年 月 日付けであなたを指導が不適切である教諭等に該当するものと認定し、令和 年 月 日から令和 年 月 日までの間、指導改善研修( )を実施したところですが、指導が不適切である教諭等の認定の手続、指導改善研修の実施等に関する規則(平成20年広島県教育委員会規則第2号)第8条第 項第 号の規定に該当する旨の認定( )を行いました。</p> <p data-bbox="663 852 703 880">(略)</p> </div> <p data-bbox="237 978 450 1007"><u>様式第10号</u> (略)</p>	<p data-bbox="1133 301 1496 331"><u>様式第5号—様式第7号</u> (略)</p> <p data-bbox="1133 368 1496 397"><u>様式第8号・様式第9号</u> (略)</p> <p data-bbox="1133 432 1263 461"><u>様式第10号</u></p> <div data-bbox="1155 464 2002 938" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p data-bbox="1559 469 1599 497">(略)</p> <p data-bbox="1317 531 1839 560">指導の改善の程度に関する認定について(通知)</p> <p data-bbox="1176 595 1993 783">令和 年 月 日付けであなたを指導が不適切である教諭等に該当するものと認定し、令和 年 月 日から令和 年 月 日までの間、指導改善研修( )を実施したところですが、指導が不適切である教諭等の認定の手続、指導改善研修の実施等に関する規則(平成20年広島県教育委員会規則第2号)第8条第1項第3号の規定に該当する旨の認定を行いました。 <u>今後の措置については、追ってお知らせします。</u></p> <p data-bbox="1559 852 1599 880">(略)</p> </div> <p data-bbox="1133 978 1346 1007"><u>様式第11号</u> (略)</p>

別記様式第四号の次に次の一様式を加える。

様式第5号

令和 年 月 日

立 学校  
様

広島県教育委員会教育長  
( 教 職 員 課 )

指導改善研修の期間の延長について(通知)

令和 年 月 日付けであなたを指導が不適切である教諭等に該当するものと認定し、令和 年 月 日から令和 年 月 日までの間、指導改善研修(\_\_\_\_\_)を実施したところですが、指導が不適切である教諭等の認定の手続、指導改善研修の実施等に関する規則(平成20年広島県教育委員会規則第2号)第6条第2項の規定に基づき、指導改善研修(\_\_\_\_\_)を、同日以後、令和 年 月 日まで延長して実施することとしました。

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

附 則

この教育委員会教育長告示は、公布の日から施行する。